

国教生発第35号
平成30年5月14日

国立市文化芸術推進会議 議長 様

国立市教育委員会

教育長 是松 昭一



諮詢問書

国立市文化芸術条例第7条第2項の規定により、下記事項について貴会議のご意見を伺いたく諮詢いたします。

記

1. 賒問事項

(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画案について

2. 賒問理由

国立市では、市民にとって文化と芸術を一層身近にするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため、国立市文化芸術条例を制定しました。

本条例では、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定することを定めています。これに基づき、本条例の基本理念や基本方針を尊重し、実効性を有した計画を策定することといたしました。

つきましては、各々の分野にご精通された皆様の知見を賜りたく(仮称)国立市文化芸術推進基本計画案について、ご検討いただき、ご答申願いたく、貴会議に諮詢するものです。

以上